

平成30年2月27日

各位

会 社 名 AOI TYO Holdings 株式会社 代 表 者 代表取締役社長 中江 康人

(コード番号 3975 東証第一部)

問合せ先 専務取締役 譲原 理 (TEL. 03-3779-8415)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において、平成30年3月28日開催予定の第1期定時株主総会にて下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

経営の一層の効率化と合理化を目的としたグループの管理部門の当社への集約を行うため、本店を移転することに伴い、現行定款第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都港区から東京都品川区に変更するものであります。

また、今後の事業展開の拡大及び経営体制の強化に備えるため、現行定款第21条(員数)第1項に定める 取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数を4名以内から10名以内に変更するものであります。

平成30年3月28日

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

定款変更の効力発生日

3. 日程

株主総会開催日 平成30年3月28日

以上

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条(本店の所在地) 当会社は本店を東京都 <u>港</u> 区に置く。 第4章 取締役及び取締役会	第3条(本店の所在地) 当会社は本店を東京都 <u>品川</u> 区に置く。 第4章 取締役及び取締役会
第21条(員数) 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く) は、4名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内 とする。	第21条(員数) 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く) は、10名以内とする。 2. (現行どおり)